

白滝地区防災計画

平成29年7月

白滝地区自主防災組織

< 目 次 >

1	目 的	1
2	基本方針	1
3	地域の特性	1
	大洲市洪水ハザードマップ	3
	南海トラフ地震動（愛媛県災害情報システムより）	5
4	活動項目	6
	（1）組織の編成及び役割分担	6
	（2）平常時の活動項目	7
	（3）災害時の活動項目	10
	（4）他組織との連携	11
5	活動内容	12
6	活動目標と推進計画（5か年計画）	13

資料編

【資料1】	白滝地区自主防災組織図	15
【資料2】	災害時の連絡網	16
【資料3】	災害時の参集基準	16
【資料4】	白滝地区自主防災組織備品一覧	17
【資料5】	今後整備が必要な資機材・備蓄物等	18
【資料6】	防災士等の資格者リスト	19
【資料7】	避難計画書	20
【資料8】	災害情報の収集について	22
【資料9】	避難経路図	24

白滝地区防災計画

1 目的

この計画は、白滝地区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、地区住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小限に留め、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視した対策を講じる。

また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域においてお互いに助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施する。

3 地域の特性

白滝地区は、白滝・戒川・柴の3地区から構成されており、肱川河口から約4～6kmの上流域に位置している。地区に沿って肱川が流れており、肱川を挟んで白滝・柴地区に分かれている。

【過去の災害】

白滝地区は、その地形的特徴から過去何度も水害に悩まされてきた。

古くは、昭和18年の梅雨前線豪雨、昭和20年の枕崎台風による大洪水、そして戦後においても度重なる台風や集中豪雨などにより、浸水被害が発生している。

特に昭和18年7月24日には、現在の白滝公民館前で10m超の水位に達した。（公民館敷地内に出水標あり。次頁写真参照）

近年では平成7年の梅雨前線豪雨や、平成16年、平成17年、平成23年の台風により、住宅・農地冠水が発生した。

※近年の台風による白滝地区の被害状況

平成7年7月 梅雨前線豪雨 大洲市と長浜町で約1,300戸が浸水。白滝地区でも浸水被害が発生。（後に激特事業として、堤防整備など河川改修が行われた。）

平成16年8月 台風16号 浸水家屋25戸（床上9、床下16）浸水面積約10ha

平成17年9月 台風14号 浸水家屋22戸（床上8、床下14）浸水面積約8ha

平成23年9月 台風15号 浸水家屋34戸（床上18、床下16）浸水面積約11ha

冠水した白滝地区



冠水した柴地区



上の写真はいずれも H16.8.30 台風 16 号時

増水した肱川



H16.8.30 台風 16 号時

冠水した白滝公民館前



H17.9.6 台風 14 号時

白滝出水標



S18.7.24
最高水位 10.7m

昭和 18 年、20 年の出水標
(白滝公民館敷地内に設置)

【今後想定される災害】

平成 23 年を最後に大きな水害は発生していないが、再び大きな台風や集中豪雨が起これば水害が発生することは充分予想されるため、警戒が必要である。

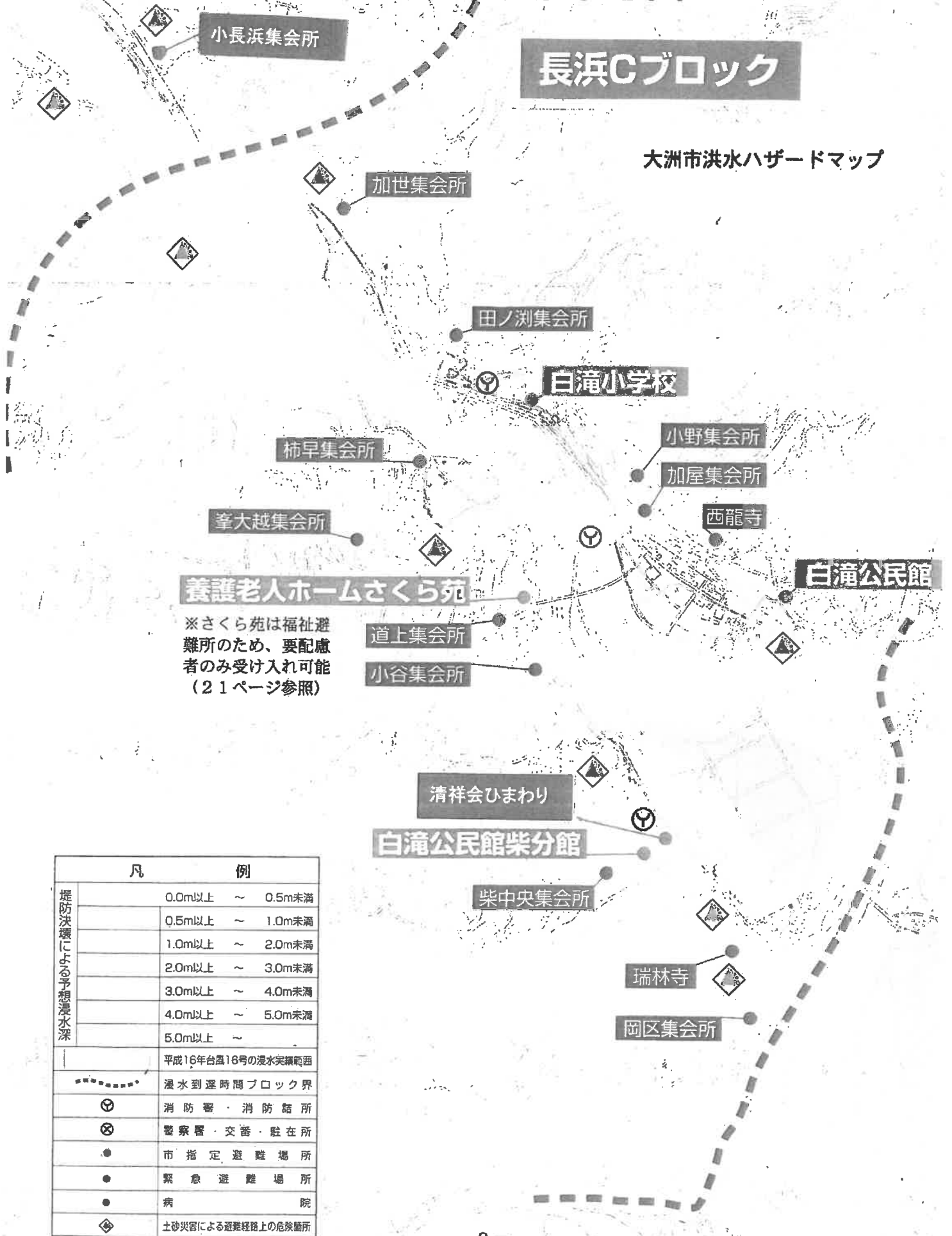
また、今後 30 年以内に約 70% の確率で起こるとされている南海トラフ地震においては、地すべり危険箇所に指定されている地域（須合田、小長浜、本郷、豆柳）では最大震度 6 弱と予想されているため、甚大な被害が想定される。そして他の白滝地区内においても最大震度 7 や 6 強と予想されている所があるため、地震に対する警戒も必要である。

【要配慮者への対応】

白滝地区の 65 歳以上の高齢者の割合は 49.3%（平成 29 年 7 月末現在）で、大変高齢者の多い地区であり、また、地区内には老人ホームやグループホームなども数箇所存在している。

緊急時、避難が困難な方も多く、災害発生時には皆が助け合い、速やかに避難できる体制づくりが急務である。

図1 堤防の決壊による浸水予想図



長浜Cブロック

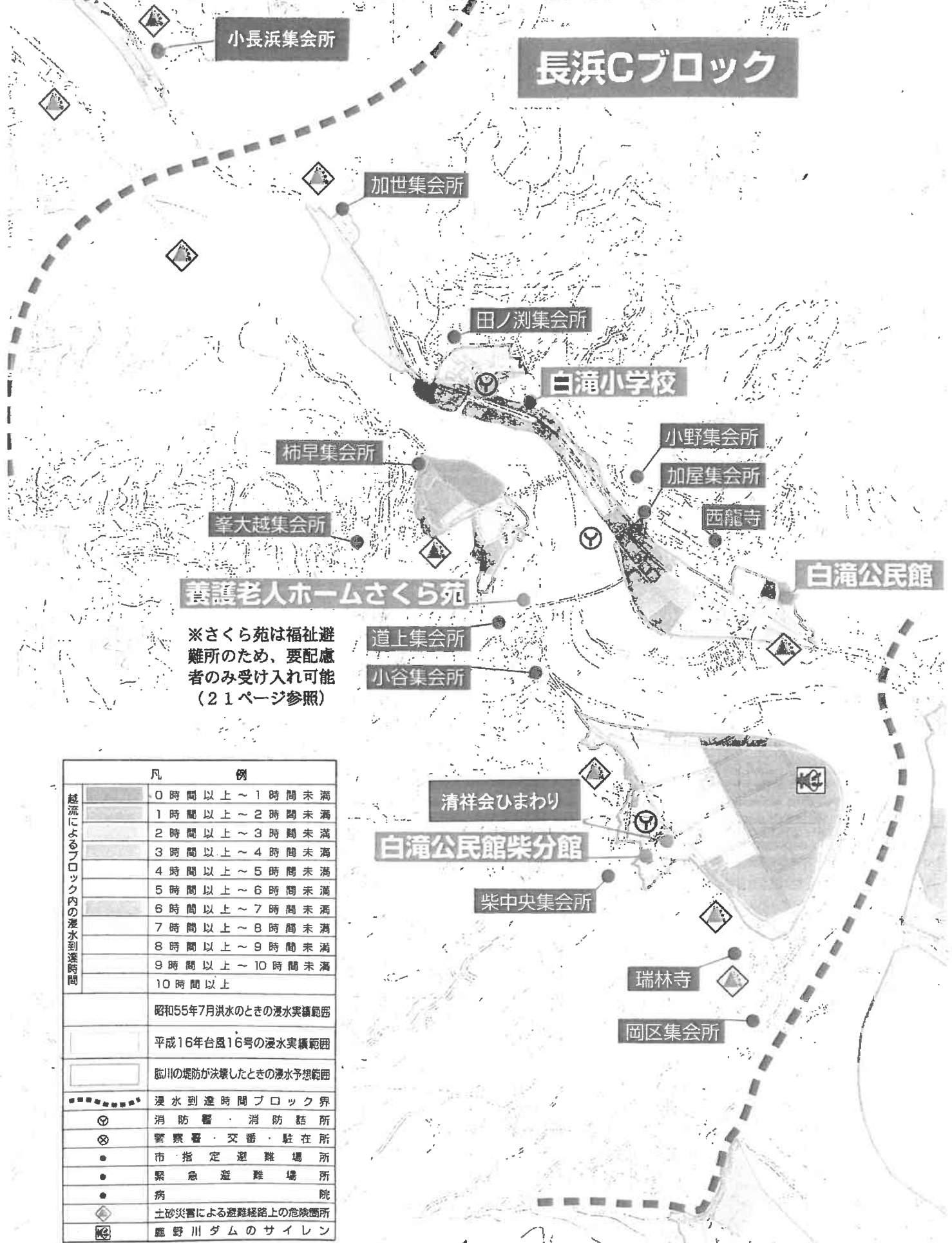
大洲市洪水ハザードマップ

養護老人ホームさくら苑

※さくら苑は福祉避難所のため、要配慮者のみ受け入れ可能 (21ページ参照)

凡	例
堤防決壊による予想浸水深	0.0m以上 ~ 0.5m未満
	0.5m以上 ~ 1.0m未満
	1.0m以上 ~ 2.0m未満
	2.0m以上 ~ 3.0m未満
	3.0m以上 ~ 4.0m未満
	4.0m以上 ~ 5.0m未満
	5.0m以上 ~
	平成16年台風16号の浸水実績範囲
	浸水到達時間ブロック界
Ⓜ	消防署・消防詰所
Ⓧ	警察署・交番・駐在所
●	市指定避難場所
●	緊急避難場所
●	病院
◆	土砂災害による避難経路上の危険箇所

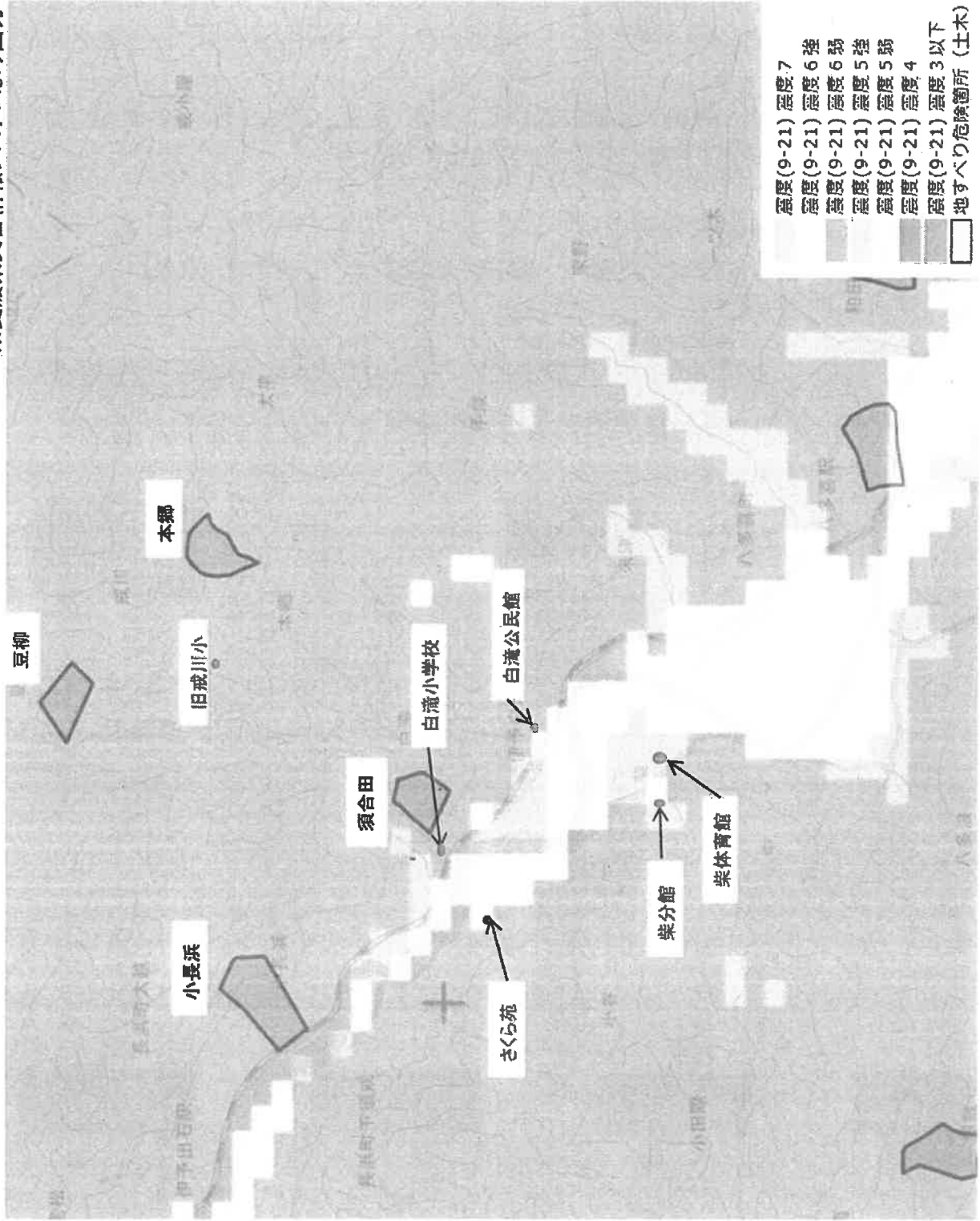
図2 越流による浸水到達時間表示図



※さくら苑は福祉避難所のため、要配慮者のみ受け入れ可能
(21ページ参照)

凡 例	
越流によるブロック内の浸水到達時間	0時間以上～1時間未満
	1時間以上～2時間未満
	2時間以上～3時間未満
	3時間以上～4時間未満
	4時間以上～5時間未満
	5時間以上～6時間未満
	6時間以上～7時間未満
	7時間以上～8時間未満
	8時間以上～9時間未満
	9時間以上～10時間未満
10時間以上	
	昭和55年7月洪水のときの浸水実績範囲
	平成16年台風16号の浸水実績範囲
	臨川の堤防が決壊したときの浸水予想範囲
-----	浸水到達時間ブロック界
⊕	消防署・消防詰所
⊗	警察署・交番・駐在所
●	市指定避難場所
●	緊急避難場所
●	病院
◆	土砂災害による避難経路上の危険箇所
Ⓚ	鹿野川ダムのサイレン

(別図)南海トラフ地震動
 ※愛媛県災害情報システムより出力



4 活動項目

防災活動は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、災害が起きる前と起きた後では内容が異なることから、活動項目を平常時と災害時の2つに分けて作成する。

平常時では、「災害は必ず起こる」という想定のもと、災害を減らすことを主な目的としての活動項目とする。

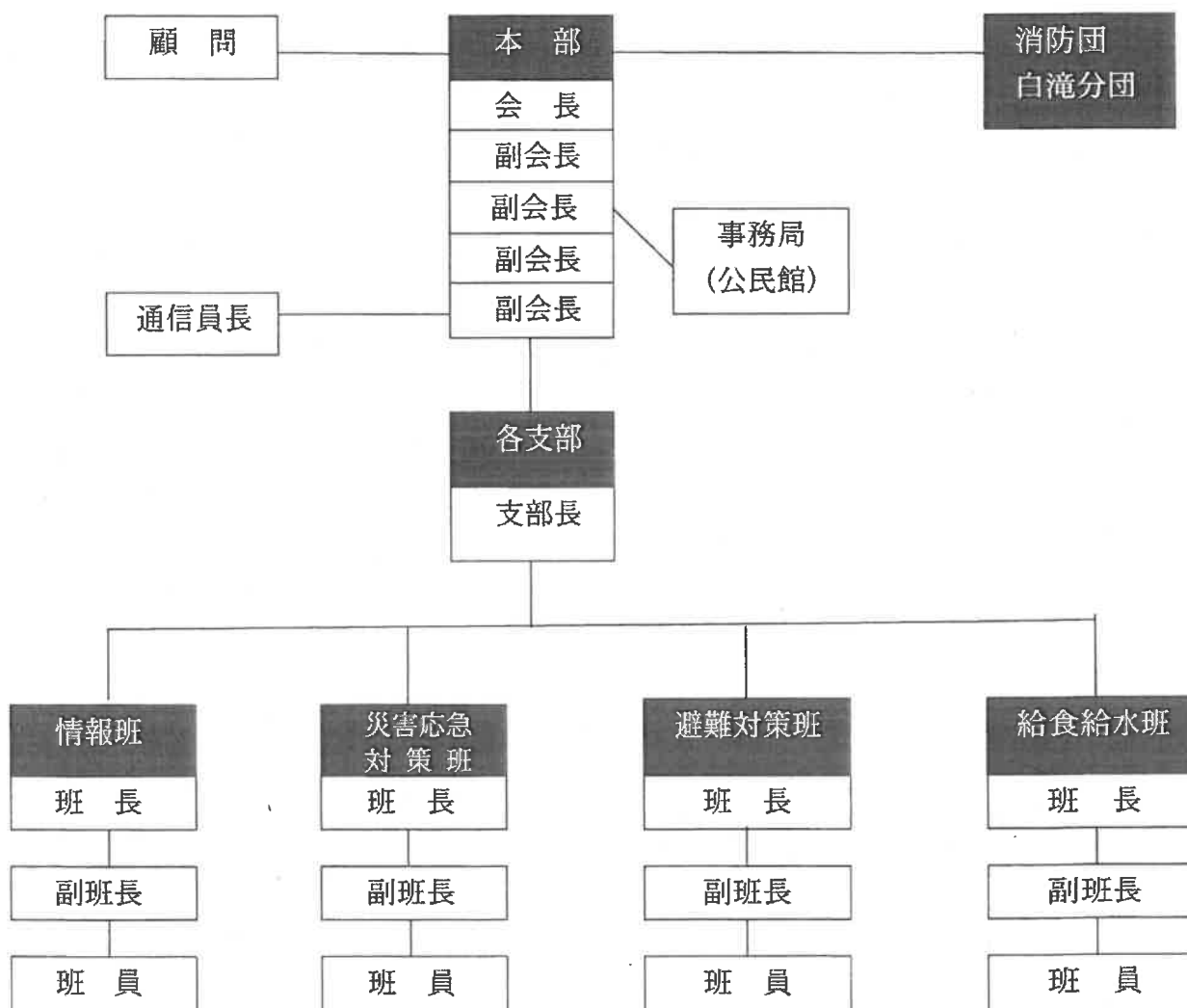
災害時では、災害の種類・状況に応じて、「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を整理し、体制等を明確にする活動項目とする。

(1) 組織の編成及び役割分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行えるよう、平常時の活動から、次のとおり防災組織を編成する。

組織の名簿については資料1参照のこと。(随時見直しを行う。)

＜白滝地区自主防災組織図＞



(2) 平常時の活動項目

災害は「必ず起こる」、「いつ起こるか分からない」という想定のもと、いざというときのために、地域や家族で防災や減災について学習したり、話し合いを行うための訓練や活動を実施する。

また、災害が起こった時を想定した訓練等に積極的に取り組むため、連絡網や組織の体制づくりを図る。

ア 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災及び減災についての意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

①普及・啓発事項

- 防災組織及び防災計画に関すること。
- 地震、火災、風水害、土石流災害等の知識に関すること。
- 家庭における防災・減災に関すること。
- 地震発生直後7・2時間における活動の重要性に関すること。
- 食料等を3日分確保することの重要性に関すること。
- その他防災に関すること。

②普及・啓発の方法

- 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- 座談会、講演会、映画会等の開催
- パネル等の展示

③実施時期

火災予防運動期間、防災の日等の防災に関係する諸行事実施期間中に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

イ 家庭内対策の推進

- ①家族一人ひとりの役割を決める。
- ②家の中、外、家具の危険箇所をチェックする。
- ③非常持ち出し品の準備とチェックをする。
- ④災害発生時の連絡方法を決める。
- ⑤避難経路、避難場所の確認をする。
- ⑥緊急連絡カードを作成する。

ウ 地域の災害危険の把握

防災及び減災に役立てるため、次により白滝地域固有の防災問題に関する把握を行い、必要に応じて国や市等に対する改善のための働きかけや要望を行う。

①把握事項

- 危険地域、区域等
- 地域の防災施設、設備
- 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- 大規模災害時の活動

②把握の方法

- 市作成のハザードマップ及び防災マップ等の活用
- 行政機関や専門家による研修会等の開催
- 災害記録の編纂
- 防災まち歩き及び危険箇所マップの作成

エ 防災訓練

実際に災害に直面した時、あわてず適切な行動をとったり、判断したりすることは難しい。万が一の事態に遭遇しても落ち着いて適格に行動できるように繰り返し訓練を行うことが必要である。

そこで、白滝地区では、大地震等の災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により防災訓練を実施する。

①訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

②個別訓練の種別

- 情報収集・伝達訓練
- 消火訓練
- 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む。）
- 救出・救護訓練
- 給食・給水訓練（炊き出し訓練）

③総合訓練

総合訓練は、2種以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

④体験イベント型訓練

防災を意識せず、災害対応能力を高めるために行うものとする。（起震車体験等）

⑤図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。（DIG訓練等）

⑥訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画書を作成する。

オ 避難行動要支援者対策

災害における死者のうち、高齢者の割合は、阪神・淡路大震災では54.1%、東日本大震災では66.1%と、被災者の大半が高齢者であることから、災害時における高齢者や障がい者への支援対策は重要な課題である。

そこで、市からの名簿情報の提供を受け、地域内の要配慮者（災害時避難行動要支援者）を把握し、状況調査を行い、災害が起きた場合に避難する際の支援者等を予め依頼するなどの対策を講じる。

このような支援対策を実践する場合に、市の担当部局（社会福祉課、高齢福祉課、保健センターなど）との情報共有、民生委員・区長・社会福祉協議会との連携、消防・警察との連携が重要であり、普段から訓練への参加や交流を深めておく必要がある。

カ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に使用すると想定されるものを緊急性や使用頻度を考慮して計画的に順次整備する。地区で必要な防災資機材を把握・整備し、訓練等に取り入れ、日頃から点検や使用方法を確認する。

キ 備蓄物資の確保

災害の基本である「自分の命は自分で守る」ということから、家庭における備蓄は最低3日分、推奨7日分を備えることとし、啓発に努める。

また、大規模災害時には、家庭における備蓄を持ち出すことが困難な場合も予想されることから、避難者への初期対応に必要な自主防災組織による備蓄を計画的に整備していくこととする。

※大洲市の5か年備蓄整備計画として、白滝地区にも平成26年度より飲料水、アルファ米、備蓄用パン、カンパン、ビスケット(全て保存期間5年)が整備されている。

ク 人材育成

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われており、明日起きるかもしれないし、あるいは10年後やそれ以降かもしれないことから、災害に対する備えや訓練に終わりはなく、継続することで地域の防災力を高めていくことが大切である。

また、防災に関する知恵の伝承や地域のリーダーを育成していくことは、地域防災力を高め、持続していくために大変重要である。

そこで、消防団や各種団体、学校と連携した防災教育や防災訓練、防災士等の資格取得研修講座の受講など、地域の人材育成に努める。

(3) 災害時の活動項目

災害時の組織体制（班体制）に基づく役割分担に応じて、公共機関等と連携・協力しながら、被害の軽減を図るため、次の項目を中心に活動する。

ア 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

①情報の収集・伝達

情報班員は、気象情報、地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民に速やかに伝達する。

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、伝令等により行う。また、消防団や住民から被災情報等を収集する。

②緊急連絡網の整備

予め緊急連絡網を定め、避難情報や安否確認等を迅速に行えるようにする。

イ 避難誘導活動

行政からの「避難準備情報（高齢者等避難開始）」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令、気象庁からの「特別警報」や土砂災害の事前兆候等の情報による避難行動を開始する場合、避難対策班員は、避難者が安全に避難できるように避難路の危険箇所等における誘導を行う。（避難計画書－資料7）

ウ 避難行動要支援者の避難支援

①災害の状況・被災地域及び被災する恐れのある地域などの情報を入手した場合、要配慮者（避難行動要支援者）対策で決定している避難支援者に連絡する。

②地区住民から避難に関する支援・協力等の要望があった場合、避難対策班等と連携して対応する。

③要配慮者（避難行動要支援者）等の安否について、避難支援者や緊急連絡網等を活用して、確認を行う。

エ 出火防止及び初期消火

①地域に火災が発生した場合、消防車が到着するまでの間、火災の延焼を防ぐため地域住民が協力して迅速に初期消火活動を行う。

初期消火活動を行えるようにするため、消火器、バケツ、消火砂等の消火資機材を各家庭で整備する。

②各家庭において、地震等により避難する場合は、ガス等の元栓を閉める、ブレーカーを落とす等の出火防止に努める。

オ 救出・救護

①救出・救護活動

○情報収集活動と連携し、災害地域及び災害の恐れのある地域等の見回り等警戒に努める。

○建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、現場状況を確認し、安全を確保した上で救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に協力する。

②医療機関への連絡

○災害応急対策班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

③防災関係機関への出動要請

○災害応急対策班員は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、防災関係機関への出動を要請する。

カ 避難所開設・運営

①避難所の開設は、市職員が配置され開設することになっているが、大規模災害等により市職員の配置が遅れる等の事態も想定し、予め定められた地区住民が、避難所の安全（外観・内観の目視）を確認し、開設する。

②避難住民の健康状況の確認をするとともに、避難者台帳を整備し、安否確認情報や避難者情報の報告に活用する。

③避難者の状況や人数は、備蓄物資の配布等にも必要なため、各班で情報の共有に努める。

④災害の状況により、避難所生活が長期化していくことも考慮し、避難所運営はできる限り避難住民が行えるようにリーダーを定め、役割分担等を行う。

キ 給食・給水（炊き出し等）

避難所等における給食・給水（炊き出し等）は、次により行う。

①発災当初は、市の備蓄・地域の備蓄・個人の備蓄等を配布し、生命の維持に努める。（配布の際は、食物アレルギー等に注意すること）

②翌日以降は、予め地域における米や野菜の提供者を決めておき、食糧の確保を行い、給食・給水班による配給をできる限り行うようにする。

（その際、提供を受けた食糧数と提供者を記録しておくこと。）

③炊き出しは、給食・給水班のみが従事するのではなく、避難住民も含めて当番制にし、一人あたりの負担を軽減するようにする。

（4）他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

5 活動内容

(1) 自主防災組織本部の役割

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> ○組織の運営指導 ○防災計画、組織員の招集計画及び訓練計画等の樹立 ○防災知識の普及・啓発 ○地域内の災害発生危険場所の把握 ○災害弱者の把握 ○災害応急対策活動の検討 ○避難路(所)の点検 ○避難場所の周知と現状の把握 ○資機材調達、整備の検討 ○各班における各種訓練の指導支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○各支部、各班の動員 ○市の災害対策本部、消防署、消防団等の防災関係機関との連絡調整 ○各支部、各班との連絡調整 ○消防機関への通報 ○地区住民への支援要請 ○各種情報の収集、伝達、広報活動 ○避難勧告等に伴う伝達 ○避難所への避難誘導 ○資機材の調達、配分 ○避難所業務の支援 ○食糧等の調達、配分 ○医療機関への連絡

(2) 各班の役割

区 分	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及・啓発等の広報活動 ○支部内の召集計画 ○地域内の災害発生危険箇所の把握 ○災害弱者の把握 ○情報・収集伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○各班の動員 ○各種情報の収集、伝達、広報活動 ○地区住民への支援要請 ○本部への状況報告 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達 ○防犯巡回活動
災害応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火、応急手当等の訓練 ○資機材・技術者との連携検討 ○仮設便所対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火 ○負傷者等の救出活動と応急手当 ○消防機関への通報 ○応急修理の手伝い ○衛生対策
避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○資機材調達、整備の検討 ○避難路(所)の点検 ○避難場所の周知と現状の把握 ○個人備蓄の啓発活動 ○避難誘導訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所の指示・誘導 ○災害弱者の避難の手助け ○避難所業務の支援 ○物資配分、物資需要の把握
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し及び給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品(原材料)調達 ○炊き出し等の給食、給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<p>例えば、水害のおそれのある地区では水防班、崖崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。</p>	

6 活動目標と推進計画（5か年計画）

（1）活動目標

地域が中心となって地域防災力を高め、自助、共助、公助の力をあわせて、災害時の白滝地区死者ゼロを目指す。

（2）防災知識の普及啓発にかかる活動

項目	具体的内容	実施年度
チラシの発行	防災チラシを作成・各戸配布する。	年に1回
講習会・研修会	防災に対する意識を高めるための講習会・研修会を実施する。（全体及び班別で実施）	年に1回

（3）防災訓練計画

地区名	具体的内容	実施年度
第1支部	避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、他	H28
第4支部	図上訓練（DIG訓練）	H29
柴地区	避難訓練（清祥会ひまわりと合同避難訓練） 炊き出し訓練、起震車体験、他	H30
第1支部	図上訓練（DIG訓練）	H31
戒川地区	避難訓練（地すべり想定）、避難所運営ゲーム他	H32

